

第 4 期 障 が い 福 祉 計 画 の 概 要

【計画の根拠、趣旨、位置づけ】
 ○障害者総合支援法第 89 条の規定により、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等について定める計画です。
 ○「岩手県障がい者プラン」は、障がい者計画と障がい福祉計画から構成されていますが、前者は、本県の障がい者行政の基本的方向や施策等について定めており、本計画は、これらの施策を実行するための具体的なサービス提供体制の整備・確保について定めるものです。

【計画の期間】
 ○平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間の計画です。（※第 3 期計画：平成 24 年度～26 年度）

【基本的理念】

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくため、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。
- ② 地域間格差の解消等
 市町村に対する支援やサービス基盤の計画的な整備を推進することにより、サービスの地域間格差や障がい種別による格差の解消を図ります。また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等についてもサービス利用ができることを周知していきます。
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域生活支援拠点等の設置など地域の社会資源を最大限活用します。
- ④ 被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援
 被災地のサービス提供体制の充実を引き続き図るとともに、被災した障がい者のサービス利用を支援します。

【障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障します。
- ② 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障します。
- ③ グループホーム等の充実や地域生活支援拠点等の整備を図り、地域生活への移行及び地域生活の維持継続を推進します。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進します。

【相談支援体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 相談支援の提供体制を充実します。
- ② 地域移行支援及び地域定着支援を拡充します。
- ③ 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携を推進します。

【被災地の障がい福祉サービスの復興に関する基本的な考え方】

- ① 復興期における障がい福祉サービスの安定した運営に向けて支援します。
- ② 被災地の障がい者のサービス利用を支援するとともに、こころのケアにも取り組みます。
- ③ 障がい者の防災意識を醸成するとともに、定期的に防災訓練等に参加できるよう支援します。

【障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】
 教育施策・子ども子育て支援施策等の関連分野との連携に留意し、また、障がい福祉サービスに係る関係機関とも連携を図りながら支援体制の整備を推進します。

【区域の設定】
 9 障がい保健福祉圏域（盛岡・岩手中部・胆江・両磐・気仙・釜石・宮古・久慈・二戸）ごとの圏域計画も策定します。

【主な目標値（H29 年度）】

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・H29 年度末の施設入所者削減数（国指針：H25 年度末より 4 %以上削減） →（目標）116 人（H25 年度末の入所者 2,105 人より 5.5%削減）
 - ・H29 年度までの地域生活移行者数（国指針：H25 年度末の入所者の 12%以上が移行） →（目標）260 人（H25 年度末の入所者の約 12.4%移行）
- ② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行
 - ・入院後 3 か月経過時点の退院率（国指針：H29.6 に入院した患者の退院率を 64%以上） →（目標）64.0%
 - ・入院後 1 年経過時点の退院率（国指針：H29.6 に入院した患者の退院率を 91%以上） →（目標）91.0%
 - ・在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少率（国指針：H29.6 の在院者数を H24.6 時点から 18%以上削減） →（目標）18%
- ③ 地域生活支援拠点等の整備（国指針：H29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上設置） →（目標）国指針どおり
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・H29 年度の一般就労移行者数（国の指針：H24 年度の 2 倍以上） →（目標）187 人（H24 年度 83 人×2.3 倍）
 - ・H29 年度の就労移行支援事業の利用者数（国の指針：H25 年度利用者数の 6 割以上増加） →（目標）417 人（H25 年度 234 人の 78%増）
 - ・H29 年度における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合（国の指針：5 割以上） →（目標）56.7%

【主なサービスの見込量（月間量）】※障がい児に係るサービスは第 4 期から見込むものであること。				
	H25 年度実績	H27 年度見込量	H28 年度見込量	H29 年度見込量
訪問系サービス（時間）	2 4, 9 6 0	2 9, 6 7 2	3 2, 1 9 6	3 5, 1 5 8
生活介護（人日）	6 0, 9 5 9	6 5, 7 5 7	6 7, 0 0 2	6 8, 3 3 7
就労移行支援（人日）	3, 7 5 0	4, 9 6 3	5, 7 0 7	6, 6 2 9
就労継続支援（A 型）（人日）	1 2, 5 1 9	1 5, 3 7 3	1 7, 2 4 1	1 9, 2 1 0
就労継続支援（B 型）（人日）	6 0, 5 2 6	6 8, 6 0 3	7 1, 7 6 2	7 5, 4 0 5
短期入所（医療型・福祉型）（人日）	2, 9 9 7	3, 8 3 2	4, 1 1 6	4, 3 9 6
共同生活援助（人）	1, 5 7 4	1, 7 9 2	1, 8 9 5	2, 0 0 6
施設入所支援（人）	1, 9 0 7	2, 0 7 9	2, 0 4 1	1, 9 9 7
計画相談支援（人）	4 8 2	1, 3 6 0	1, 4 3 0	1, 4 8 7
児童発達支援（人日）	—	4, 0 7 4	4, 3 1 2	4, 5 4 6
放課後等デイサービス（人日）	—	1 5, 0 2 7	1 6, 1 3 8	1 7, 0 9 1
児童入所支援（医療型・福祉型）（人）	—	1 9 1	1 9 4	1 9 6
障害児相談支援（人）	—	2 8 2	3 0 4	3 2 4

【障害者支援施設の必要入所定員総数（人）】
 H27 年度：2, 1 0 0
 H28 年度：2, 0 5 0
 H29 年度：2, 0 0 0

（国指針：H29 末において、H25 末時点の施設入所者の 4 %以上を削減）

【主な地域生活支援事業の見込量（県事業分）】

- 専門性の高い相談支援事業（発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援普及事業、障がい児等療育支援事業）
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業（手話通訳者・要約筆記者に係る養成研修・派遣事業等）
- サービス・相談支援者・指導者育成事業（サービス管理責任者研修等）
- 任意事業（オストメイト支援、手話通訳者設置、障がい者社会参加推進センター、補助犬、スポレク、芸術文化講座、障害者 110 番等）

【サービスに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置】

- サービス提供に係る人材の養成
 サービス管理責任者や相談支援従事者等を対象とした研修や、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者を対象とした研修などを実施するとともに、喀痰吸引等の業務や行動障害を有する者の特性に応じた支援を行うことができる人材を養成します。
- 事業者に対する第三者の評価
 事業者に対する適切な第三者評価を実施できる体制を整備し、積極的な活用を支援します。
- 障がい者に対する虐待の防止及び不利益な取扱いの解消
 県障がい者権利擁護センターを運営するとともに、24 時間 365 日の相談体制を整備します。また、市町村障がい者虐待防止センターの設置を促進するとともに、市町村や事業者を対象とした研修等を行います。また、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談・調整を行います。

【計画の達成状況の点検及び評価】
 各年度において、目標値やサービス見込量の達成状況を点検・評価し、岩手県障害者施策推進協議会等の意見を聴いたうえで、所要の対策を講じていきます。